

熊本県知事

蒲島 郁夫 様

要 望 書

令和5年9月5日

熊本県商工会議所連合会

はじめに

平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨災害、また新型コロナウイルス感染症に対する経済対策として、手厚いご支援を賜り、改めて深く感謝申し上げます。

2023年3月、熊本地震からの創造的復興のシンボルに位置づけられていた、阿蘇くまもと空港の新旅客ターミナルビルが開業し、7月には南阿蘇鉄道が全線再開され、熊本地震で被災した主要な交通インフラの復旧が完了しました。

こうした中、国家的プロジェクトのTSMCの工場進出を機に、半導体関連企業の集積が相次ぐなど、熊本は今、全国から一際注目を集めている状況にあり、明治維新以来の好機と言えます。今後、国内や海外、特に台湾との間で人の往来が活発化し、県内の交流人口の拡大が期待される中、その波及効果を3年に亘ったコロナ禍で苦しんだ企業はもとより、幅広く、県下全域へと広げていかなければなりません。

熊本県商工会議所連合会では、2023年3月には「台北市進出口商業同業公會（IEAT）」、同年6月には「中華民国三三企業交流会」、「台日商務交流協進会」と経済交流促進に関するMOUを締結しました。TSMCの熊本進出で、これまで以上に台湾と熊本の結びつきが強くなる中、台湾の経済団体とのMOU締結は、半導体産業にとどまらず、観光やビジネス・人材面での相互交流拡大において、非常に大きなターニングポイントになることが予想されます。

この千載一遇のビッグチャンスを通して地域経済を再び成長軌道へと戻し、ひいては熊本の将来の発展に繋げていくため、県内9商工会議所は、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の支援機関として、引き続き事業者の支援と地域経済の活性化に、積極的に取り組んで参ります。

そのためにも行政のさらなるご支援が不可欠であることから、次の事項に関して特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。



I. 環境変化に対応するための経済対策

1. 環境変化に対応する中小企業等への支援施策の拡充

- (1) エネルギー・原材料価格高騰による事業者への影響を抑える支援策の実施
- (2) 円滑な価格転嫁に向けた支援策の拡充
- ①「パートナーシップ構築宣言」のさらなる普及・拡大の推進並びに宣言企業へのインセンティブ拡大
 - ②価格転嫁拒否の取り締まり推進、価格転嫁に資する経営力強化支援の充実、消費者の需要喚起対策の措置
 - ③下請法の厳格な運用ならびに実効性の確保
 - ④価格転嫁に対する消費者の理解浸透・啓発
- (3) 中小企業・小規模事業者の経営実態に応じた最低賃金制度のあり方の抜本的見直し

2. 中小企業の労働力確保、生産性向上に対する支援

- (1) 「2024年問題」に対応するための取組みの推進
- ①軽油引取税の負担軽減及び高速道路の利用料無償化など業務用トラックを有する事業者への支援
 - ②一般消費者を含む社会全体での価格転嫁に対する理解促進・啓発
 - ③物流事業者が取組む人材確保やドライバーの処遇改善、省人化に対する支援
 - ④荷主企業も含めた積極的な物流効率化の取組み促進・機運醸成
- (2) 環境変化に応じた人材確保等への支援
- ①DX推進や省力化への投資支援を含む人材確保支援
 - ②UIターン等の推進、税制優遇、雇用補助など地方への移住・定住促進に向けた支援策の強化
- (3) インボイス制度の導入ならびに電子帳簿保存法対応に向けた支援
- ①指導・助言をはじめとしたインボイス制度導入にかかる負担軽減
 - ②電子帳簿保存法における要件緩和策の積極的な広報
 - ③制度導入に合わせたデジタル化推進への支援
- (4) デジタル化・DX対応への支援策の拡充
- ①IT活用・導入関連補助金など支援策の継続・拡充
 - ②デジタル活用・導入に係る人材育成や専門家派遣など一層の支援
 - ③サイバーセキュリティ強化への支援、ならびにサプライチェーン全体のセキュリティ確保支援

(5) 人材の流出が著しい観光関連産業の労働力確保に向けた取組み

(6) 多様な人材が活躍できる環境の整備

- ①人材確保に向けたマッチング支援、社内人材のリスキリング・教育訓練に関する支援強化
- ②働きやすい職場環境の整備への支援
- ③地方への外国人就労に向けた環境整備ならびに外国人の継続雇用に関する制度・取組の実現
- ④特定技能制度の対象外業種に対する配慮

3. 中小企業の自己変革や新たな挑戦を後押しする支援策の拡充

(1) 新製品・サービス開発及び新たな販路獲得に向けた支援策の拡充

- ①ものづくり補助金など助成制度や金融支援の拡充、ならびに成長分野への進出やイノベーションの妨げとなる規制・制度の改革
- ②小規模事業者持続化補助金の継続・拡充
- ③海外販路開拓に向けた支援

(2) 業態転換を後押しする支援策の継続・拡充

- ①事業再構築補助金に関する活用促進に向けた周知強化、ならびに事務手続きの迅速化および要件の簡素化、また速やかな補助金交付

(3) 事業承継・事業引継ぎのさらなる機能強化

- ①事業承継に関する補助金の継続と補助金額拡充ならびに手続きの簡素化
- ②売り手と買い手の段階的な情報開示によるマッチングの促進
- ③グループ補助金活用事業者の事業承継に伴う財産処分発生時の柔軟な対応
- ④熊本県事業承継・引継ぎ支援センターへの支援強化
- ⑤関連税制の活用促進、関連施策の要件緩和
- ⑥「経営者保証に関するガイドライン」や「経営者保証改革プログラム」の周知徹底

(4) 新たな経済の担い手育成に向けた支援

- ①創業に係る各種補助金の予算化、ならびにコストを抑えた創業の促進
- ②信用保証付きの創業融資における経営者保証を不要とする体制整備
- ③地域企業と連携した起業家教育の推進、起業マインドの醸成

(5) グリーン成長戦略の中小企業への波及推進及び支援強化

- ①脱炭素効果の高い設備導入に係る負担軽減措置
- ②技術開発に取り組む事業者への資金及び技術面での支援

4. 中小企業・小規模事業者の基盤強化・事業環境整備

(1) コロナ禍の影響を受けた企業に対する継続的な支援

- ①マル経融資制度の拡充
- ②コロナ関連特別融資の据置期間延長、条件変更など柔軟な対応
- ③資本金劣後ローンなど資本強化への柔軟な対応

(2) 中堅・中小企業等の財務基盤強化や雇用維持に資する税制措置

- ①中小企業の法人税軽減税率の延長、恒久化、ならびに欠損金の繰越控除の拡充や欠損金の繰戻還付期間の拡充
- ②固定資産税等の軽減措置、ならびに中堅企業への適用拡大
- ③所得拡大促進税制の延長、総額要件の廃止等要件緩和、少額減価償却資産特例の拡充
- ④法人事業税の外形標準課税の中小企業への拡大反対

5. 商工会議所の支援体制の強化等

- ①経営改善普及事業予算の十分かつ安定的な確保、「経営発達支援計画」「事業継続力強化支援計画」に基づく支援事業への継続支援、ならびに商工会議所の組織・機能強化
- ②台湾との相互交流に向けたさらなる積極的な支援
- ③会館の改修・移転や組織内のDX化に対する財政的な支援

II. 社会資本整備・開発構想の推進

1. 社会資本整備

(1) 高速道路網及び主要道路網の整備

<高規格幹線道路>

- ①南九州西回り自動車道
- ②九州横断自動車道延岡線（通称：九州中央自動車道）

<地域高規格道路>

- ①中九州横断道路、②熊本環状道路
- ③熊本天草幹線道路、④有明海沿岸道路
- ⑤熊本都市圏北連絡道路・南連絡道路、熊本空港連絡道路

<国道>

- 国道3号 ①植木バイパス、②「宇城～八代」間

(2) 熊本県内の港湾整備促進

- ①熊本港、②八代港、③本渡港

(3) 阿蘇くまもと空港の拠点性向上に向けたアクセス整備

- ①空港アクセス鉄道「肥後大津ルート」の早期整備促進



Ⅱ. 社会資本整備・開発構想の推進

(4) 熊本都市圏の渋滞緩和策

- ①熊本市中心部と高速道路や阿蘇くまもと空港を結ぶ都市高速道路などによる道路ネットワーク構築
- ②市内の通過交通の排除及び渋滞緩和のための道路高架化
- ③多様な交通モードが連携可能な道路空間の創出
- ④公共交通の利活用や二次交通の整備推進

(5) 県道347号寺田岱明線の渋滞緩和

- ①高瀬大橋上の右折車線の延伸
- ②信号の時差の最適化および区間内の信号の連動

2. 開発構想の推進

(1) 島原・天草・長島架橋構想及び九州西岸軸構想の実現

- ①天草・長島架橋及び島原・天草架橋建設に資する調査の再開
- ②島原道路の整備促進及び島原天草長島連絡道路の具体化に向けた検討の実施
- ③必要な道路整備のための予算確保

(2) 八代・天草シーラインの実現に向けた推進

- ①“八代・天草シーライン建設促進民間協会期成会”、“八代・天草シーライン建設促進協議会”との連携体制強化
- ②構想路線から計画路線への格上げ推進
- ③“八代・天草シーライン建設促進民間協会期成会”、“八代・天草シーライン建設促進協議会”さらには地域の皆様とも連携した意見交換会、啓発看板の設置、全国的な署名活動の実施
- ④八代ICから八代港への臨港線（熊本県道336号八代港線）の高規格道路としての整備

(3) やつしろ物流拠点構想の推進

- ①「新八代駅周辺グランドデザイン」に対する支援
- ②TSMC稼働に向け、新たなガントリークレーンを設置した八代港の利用促進
- ③九州各地からの農産物の収集促進・生鮮食品加工業の誘致と地域ブランド「YATSUSHIRO」の確立
- ④CFS倉庫の利用促進による定温・低温倉庫の拡充と輸出拡大
- ⑤コンテナヤード及び倉庫等施設面積の拡張
- ⑥DXを利用した荷役作業や輸送手段の効率化と機能強化

Ⅲ. 地域・観光振興の促進

1. 観光産業の需要回復と事業継続に向けた支援

(1) 実効性の高い観光需要策の促進

- ①全国を対象とした需要喚起策の継続による需要回復ならびに観光業者の救済に繋がる仕組みづくり
- ②消費者の旅行マインドを継続させる取組みや事業効果を広く地方に行き渡る仕組みづくり

(2) 観光産業の事業継続支援

- ①観光産業事業者への当面の資金繰りや設備投資等に対する財政面での強力な支援
- ②各種税や社会保険料の納付猶予に伴う延滞金の撤廃
- ③地方税や地方公共団体の利用料金の全国一律での減免
- ④納付猶予分支払いを対象とした融資制度の創設

(3) 感染症類型の2類相当から5類への引き下げ後の対応

- ①新型コロナウイルス感染症の医療費や検査費用の公費負担および段階的な通常の保険診療への移行

2. 地域への波及効果の高い観光の振興

(1) 本格的なインバウンド再開を見据えた受け入れ促進

- ①阿蘇くまもと空港発着の海外定期便の誘致
- ②阿蘇くまもと空港の九州におけるハブ機能の強化
- ③地域資源の磨き上げ、新たな特産品・観光商品の開発への支援
- ④外国人観光客を対象とした新たな免税制度の創設

(2) 地域の歴史・文化遺産の利活用促進

- ①文化財や特別史跡の柔軟な利活用のための文化財保護法や都市計画法に基づく規制の緩和

(3) 観光を支える交通基盤への支援

- ①航空会社（コミューター航空会社含む）への直接支援を含めた施策の実施
- ②空港と鉄道等が連携して実施する観光客の誘致・回遊策への支援
- ③アクセス改善や周辺地域との連携を図る二次交通の充実
- ④MaaSの普及促進、地域公共交通の連携推進への支援拡充

(4) ビジネスイベントや国際会議を始めとするMICEの誘致推進

3. JR肥薩線の早期全線復旧とSL人吉の保存・展示

4. 阿蘇の世界文化遺産登録に向けた支援

- ①世界遺産暫定一覧表への追加記載

5. 天草市が進める回遊性観光の確立

- ①新幹線～シャトルバス～フェリー～天草までの交通手段の充実、出水駅及び国道3号及び南九州西回り自動車道から天草方面への観光案内板の設置、世界遺産登録の告知の充実
- ②牛深～蔵之元間フェリーの整備助成の継続、非常災害時における生活物資運搬等対応のため新船及び予備船の配備確保、利用客の安全設備の設置、各駐車場の整備充実等の検討
- ③牛深港台場地区（漁協跡地）における宿泊施設・販売拠点整備等を含めた再開や有効活用、継続的な跡地開発整備に対する支援
- ④牛深ハイヤ大橋の恒久対策のための予算措置と進展状況の定期的な説明、修復工事の際の物流や交通安全に配慮した迂回路等の整備

6. ユネスコ無形文化遺産に登録決定された「野原八幡宮風流」の観光資源としての活性化支援

- ①地域観光振興資源として有効活用を図るうえでの支援

7. くまもんポート八代の利活用

- ①クルーズ船の入港促進のための営業活動や施設整備
- ②日常的なにぎわい創出する公園内の遊具やイベントスペースなどの整備
- ③駐車場・公園の使用料のイベント開催時の無償化・軽減処置の継続
- ④「ばんぺいゆ号」を利用したくまもんポート八代までの路線延長

8. くまもと県南フードバレー構想の推進

- ①県南に所在する商工経済団体等が参加する会議の設置
- ②販路拡大に向けた県南ブランドへの転換のための統一的な戦略やプロモーションの展開

9. エコパーク水俣の施設の充実

- ①各種イベントやスポーツ大会誘致に対応できる「全天候型多目的施設」の整備
- ②増加する来場者へ対応した椅子・日よけ・トイレなど施設の充実
- ③エコパーク水俣へのアクセス道路の整備
- ④国道3号への「水俣広域公園(エコパーク水俣)」案内看板の設置
- ⑤肥薩おれんじ鉄道「エコパーク水俣駅(仮称)」の誘致

目次

I. 環境変化に対応するための経済対策	1
1. 環境変化に対応する中小企業等への支援施策の拡充	1
(1) エネルギー・原材料価格高騰による事業者への影響を抑える支援策の実施	1
(2) 円滑な価格転嫁に向けた支援策の拡充	1
(3) 中小企業・小規模事業者の経営実態に応じた最低賃金制度のあり方の抜本的見直し	2
2. 中小企業の労働力確保、生産性向上に対する支援	2
(1) 「2024年問題」に対応するための取組みの推進【新規】	2
(2) 環境変化に応じた人材確保等への支援	3
(3) インボイス制度の導入ならびに電子帳簿保存法対応に向けた支援	3
(4) デジタル化・DX対応への支援策の拡充	4
(5) 人材の流出が著しい観光関連産業の労働力確保に向けた取組み【新規】	4
(6) 多様な人材が活躍できる環境の整備	4
3. 中小企業の自己変革や新たな挑戦を後押しする支援策の拡充	5
(1) 新製品・サービス開発及び新たな販路獲得に向けた支援策の拡充	5
(2) 業態転換を後押しする支援策の継続・拡充	5
(3) 事業承継・事業引継ぎのさらなる機能強化	6
(4) 新たな経済の担い手育成に向けた支援	6
(5) グリーン成長戦略の中小企業への波及推進及び支援強化【新規】	7
4. 中小企業・小規模事業者の基盤強化・事業環境整備	7
(1) コロナ禍の影響を受けた企業に対する継続的な支援	7
(2) 中堅・中小企業等の財務基盤強化や雇用維持に資する税制措置	7
5. 商工会議所の支援体制の強化等	8
II. 社会資本整備・開発構想の推進	9
1. 社会資本整備	9
(1) 高速道路網及び主要道路網の整備について	9
(2) 熊本県内の港湾整備促進について	10
(3) 阿蘇くまもと空港の拠点性向上に向けたアクセス整備	10
(4) 熊本都市圏の渋滞緩和策について	11
(5) 県道347号寺田岱明線の渋滞緩和について	11
2. 開発構想の推進	12
(1) 島原・天草・長島架橋構想及び九州西岸軸構想の実現について	12
(2) 八代・天草シーラインの実現に向けた推進について	12
(3) やつしろ物流拠点構想の推進について	13
III. 地域・観光振興の促進	14
1. 観光産業の需要回復と事業継続に向けた支援	14
(1) 実効性の高い観光需要策の促進	14
(2) 観光産業の事業継続支援	14
(3) 感染症類型の2類相当から5類への引き下げ後の対応【新規】	15
2. 地域への波及効果の高い観光の振興	15
(1) 本格的なインバウンド再開を見据えた受け入れ促進	15
(2) 地域の歴史・文化遺産の利活用促進【新規】	15
(3) 観光を支える交通基盤への支援	16
(4) ビジネスイベントや国際会議を始めとするMICEの誘致推進【新規】	16
<県内各地の地域・観光振興策について>	16
3. JR肥薩線の早期全線復旧とSL人吉の保存・展示	16
4. 阿蘇の世界文化遺産登録に向けた支援	17
5. 天草市が進める回遊性観光の確立について	17
6. ユネスコ無形文化遺産に登録決定された「野原八幡宮風流」の観光資源としての活性化支援	18
7. くまもんと八代の利活用について	18
8. くまもと県南フードバレーについて【新規】	18
9. エコパーク水俣の施設の充実について	19

I. 環境変化に対応するための経済対策

国内経済は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、社会経済活動が正常化しつつある。しかしながら、エネルギー価格の高騰や原料高、物価高、人手不足など経営環境は厳しく、加えて、賃上げや本格化するコロナ関連特別融資の返済にも対応を迫られており、中小企業・小規模事業者にとって危機的な状況が続いている。

こうした中、急速な経営環境の変化に対応し、地域経済が成長していくためには、中小企業・小規模事業者による自己変革とコロナ禍からの脱却を図るための支援策が重要である。デジタル活用による生産性の向上、事業承継や業態転換、取引適正化を通じた付加価値の創造、SDGsへの対応など、将来の成長に前向きに取り組む事業者の後押しが求められる。

観光面においても、コロナ禍により大打撃を受けた観光産業の復活に向けた地域の魅力向上を図るとともに、観光関連事業者の経営力強化や業績回復を図っていく必要がある。

熊本県は、TSMCをはじめ半導体関連企業の活発な進出を受け、居住人口や就業人口増加の絶好のチャンスを迎えている。この一連の動きを将来への確実な成長に繋げていかなければならない。

以上の観点から、熊本県下商工会議所は、これまでに蓄積した支援ノウハウや商工会議所間のネットワークを活かし、引き続き、地域の事業者の活力強化と地域経済の活性化を強力に推し進めていく。

については、下記事項に関する特段のご支援を賜りたい。

1. 環境変化に対応する中小企業等への支援施策の拡充

(1) エネルギー・原材料価格高騰による事業者への影響を抑える支援策の実施

エネルギー・原材料価格の高騰、円安などにより、中小企業・小規模事業者のコスト負担が幅広い業種で増加している。こうした状況を受け、国は「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」等による対策を講じているものの、価格高騰が長期化すれば、中小企業・小規模事業者ひいては国民生活への影響は一層大きなものになりかねない。

については、事業者への影響が最小限にとどまるよう、環境変化に応じた機動的かつ息の長い確実な支援をお願いしたい。

(2) 円滑な価格転嫁に向けた支援策の拡充

中小企業・小規模事業者はエネルギーや原材料価格の高騰、円安などさまざまな要因によるコスト増に加え、企業収益の圧迫や消費低迷といった新たな危機に直面している。しかし、これらのコスト上昇分を転嫁することが難しく、利益が大きく圧迫され、経営に多大な影響を受けている。

については、企業間の適切な取引のため、「パートナーシップ構築宣言」のさらなる普及・拡大の推進と、その実効性を高めるため宣言企業への税や補助金等のインセンティブ拡大を講じていただきたい。

その他、①消費税転嫁対策特別措置法に基づく、価格転嫁拒否取り締まりの推進継続、価格転嫁に資する経営力強化（資金繰り、コスト見直し、価格戦略等）に関する支援の充実及び消費者の需要喚起のための対策、②下請法の一層の厳格な運用、「価格交渉促進月間」等の継続や実態把握や取引適正化対策の徹底・監視強化による実効性の確保、③人件費の上昇、物価高に伴う価格転嫁に対する消費者の理解浸透・啓発に係る支援をお願いしたい。

（３）中小企業・小規模事業者の経営実態に応じた最低賃金制度のあり方の抜本的見直し

近年の最低賃金の決定は、明確な根拠が示されないまま、中小企業・小規模事業者の経営実態を超える大幅な引き上げが続き、中小企業・小規模事業者は実力以上の賃上げを強いられてきた。特に去年は、データに基づいた議論が進められたとはいえ、最低賃金を決める３要素のうち、物価高の影響による「労働者の生計費」が重視され、中央最低賃金審議会は過去最大となる引き上げ目安額３０円を示した。これを受け、熊本地方最低賃金審議会は、目安を２円上回る時給８５３円とするよう熊本労働局長へ答申したが、原材料価格の高騰に加え、価格転嫁が難しい県内の中小企業・小規模事業者への影響は計り知れず、熊本地震、新型コロナ、豪雨災害の影響がいまだ残る中、事業継続や雇用維持に多大な影響を及ぼしかねない。

物価高の影響を考慮すれば、地方審議会の決定における、国の目安までの引き上げはやむを得ないにしても、３要素の一つである「通常の事業の賃金支払能力」が軽視され、それを上回る目安が示されたことは、地域の経済・雇用の実情に応じた審議が行われたとは言い難い。そもそも、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会への諮問において、全国加重平均１，０００円以上を目指すことを掲げた「経済財政運営と改革の基本方針２０２２」に配慮するよう通達されていることは、もはや最低賃金審議会の本来の機能が十分果たされているとはいえず、制度疲労が生じていると考えられる。

については、現行の目安制度を含めた最低賃金制度のあり方を抜本的に見直していただくようお願いしたい。

２．中小企業の労働力確保、生産性向上に対する支援

（１）「２０２４年問題」に対応するための取組みの推進【新規】

昨年１２月公表の「価格交渉促進月間フォローアップ調査結果」の業種別集計において、「トラック運送業」は、発注側企業から価格転嫁に最も応じてもらえない業種として挙げられた。国内貨物輸送の９割以上を担っているトラック運送業界は、国民の暮らしと地域経済を守るためのライフラインとして国内物流の中心的な役割を果たしているが、深刻な「運転手不足」と「働き方改革への対応」という大きな課題にも直面している。このままでは、年々加速する物流需要に対応できなくなる「物流クライシス」になりかねない。また、トラックドライバーの時間外労働の上限規制が適用される、いわゆる「物流の２０２４年問題」は、１０兆

円を超える規模の経済損失になるとも試算されており、物流の停滞が経済全体の成長を制約しかねず、さらには消費者の暮らしにも悪影響を及ぼすことも懸念される。燃料価格の高騰や賃上げへの対応が、物流事業者の収益を圧迫し企業経営に大きな影響を及ぼす中、物流業界の多くは経営基盤が弱い中小企業・小規模事業者であり、このような状況が長期化すれば、安定的な輸送力を確保できなくなることが懸念される。

については、業務用トラックを有する事業者への支援措置として、軽油引取税の負担軽減及び輸送に不可欠な高速道路の利用料無償化をお願いしたい。

また、物流事業者が行う価格転嫁や労働環境改善の交渉を後押しするためにも、原油高や人件費アップに伴うトラック運賃への価格転嫁について一般消費者を含め社会全体での理解促進・啓発をお願いしたい。

さらに、物流事業者が取り組む人材確保やドライバーの処遇改善、省人化に対する支援、また荷主企業も含めた積極的な物流効率化の取組み促進・機運醸成をお願いしたい。

(2) 環境変化に応じた人材確保等への支援

コロナ禍で従業員の離職を余儀なくされた事業者は、経済活動再開に伴い、新たな人材確保が急務となっている。加えて、熊本はT S M Cをはじめ半導体関連企業の進出による先端技術に通じた専門人材の確保や育成が大きな課題になっており、こうした一連の動きを起因とする全産業を巻き込んだ労働移動が懸念されている。

については、D Xの推進や省力化への投資支援を含む、環境変化に応じた事業者の人材確保等への特段の支援をお願いしたい。

また、コロナ禍で、テレワークや地方のサテライトオフィス化等が注目され、人材の大都市圏から地方への分散が進んでいる。については、都市部にU I Jターンの推進のための窓口を創設するとともに、地方への移住・定住を促進させる税制優遇措置、雇用補助、地域の空き家対策との連携強化など支援策の強化をお願いしたい。

(3) インボイス制度の導入ならびに電子帳簿保存法対応に向けた支援

令和5年10月に導入予定のインボイス制度において、適格請求書発行事業者の登録を行っていない事業者は取引から排除される恐れがあり、特に免税事業者が多い小規模事業者には制度の十分な周知が求められる。令和5年度税制改正においては、インボイス制度の登録申請期限延長をはじめとする負担軽減策が講じられ、電子帳簿保存法についても要件緩和がなされるなど中小企業・小規模事業者への配慮がなされている。

については、当該事業者への指導・助言をはじめ、制度導入にかかる負担軽減措置や電子帳簿保存法における電子取引データ保存に関する要件緩和策の積極的な広報に取り組んでいただき、制度導入にあわせてデジタル化を推進しようとする事業者に対する手厚い支援をお願いしたい。

(4) デジタル化・DX対応への支援策の拡充

中小企業が人手不足を克服するためには、従来よりも少ない人員でより高い付加価値を生み出すことができる体制を目指し、デジタル化・DXによる労働生産性の向上が求められる。

については、中小企業・小規模事業者がデジタルを活用することで持続的成長が可能になるよう、IT活用・導入関連補助金等の支援策の継続・拡充をお願いしたい。

また、デジタル活用・導入に際して、適切な情報提供のほか、人材育成、専門家派遣等の一層の支援をお願いしたい。

さらに、近年、デジタル化の加速に伴い、企業を標的としたサイバー攻撃は急増しており、またその手法も巧妙化・高度化しているが、中小企業・小規模事業者においては情報セキュリティ対策が手薄なままである。そのサイバー攻撃の影響は大企業にも被害が波及するなど、サプライチェーン全体に影響を及ぼしかねないため、中小企業・小規模事業者におけるサイバーセキュリティの強化、またサプライチェーン全体でのセキュリティを確保するための支援をお願いしたい。

(5) 人材の流出が著しい観光関連産業の労働力確保に向けた取組み【新規】

コロナ禍の3年間、度重なる人流抑制により需要が激減し、観光関連産業の就労者数は相当数減少した。現在は、コロナ感染状況の落ち着きと、全国旅行支援が延長されたこともあり、観光地は賑わいを取り戻しているが、コロナ禍による離職者の増加に加え、休日・休暇の少なさや賃金水準の低さなどを背景とした従来からの慢性的な人手不足に拍車がかかり、観光施設やホテル、交通事業者などでは一部サービスを制限し営業している事業者も多く、需要の回復に供給が追いついていない状況にある。

については、観光関連産業の労働力確保のための助成制度の創設など政策面も含めて支援の検討をお願いしたい。

(6) 多様な人材が活躍できる環境の整備

地域経済の活動の中核を担う中小企業では、人手不足が顕著化しており、人材確保や人材育成が大きな課題となっている。

については、人材確保に向けたマッチング支援及び社内人材のリスキリング・教育訓練に関する支援を強化されたい。

また少子高齢化を背景とした生産年齢人口の減少を解消するためには、女性や高齢者、障がいのある方等、多様な人材が活躍できるマッチング支援や就労環境の整備が必要である。このため、待機児童解消等の施策を着実に実施するとともに、働きやすい職場環境整備に取り組む企業へのインセンティブ付与等、支援措置を講じていただきたい。

外国人材については、出入国管理法の改正により平成31年4月より新たな在留資格が創設される等、受入環境が整備されつつある。特定技能を含む外国人の就労が、大都市圏等特定の地域に集中するのではなく、地方にも分散し、同じ企業に長く在籍するインセンティブが生じるような制度・取組の実現に配慮していただきたい。

また、地方には外国人労働者を初めて雇用する企業も多く、受け入れに対し不安を抱えていることから、特に住環境の整備の他、外国人雇用に際して必要となる対策の周知や助言等、相談機能の強化・拡充をお願いしたい。

加えて、外国人留学生が引き続き日本で就労できるよう、在留資格制度の見直しや企業とのマッチング等、採用・定着にかかる施策の促進をお願いしたい。

なお、政府においては、技能実習制度および特定技能制度の見直しが検討されているが、熊本ではT S M Cをはじめとする半導体関連企業の活発な進出により、同制度の対象外業種である運輸業（運送・倉庫）等の人手不足が顕著であることから、特段の配慮をお願いしたい。

3. 中小企業の自己変革や新たな挑戦を後押しする支援策の拡充

(1) 新製品・サービス開発及び新たな販路獲得に向けた支援策の拡充

新分野への進出や新製品・サービスの開発は、価格競争から脱却するだけでなく、革新的な技術やイノベーションの端緒となり、国内の産業力の底上げに寄与するものである。

については、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」及び「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」をはじめとした新分野進出や新製品・サービス開発に係る助成制度や金融支援の拡充、並びに、成長分野への進出やイノベーションの妨げとなる規制・制度の改革をお願いしたい。

また、「小規模事業者持続化補助金」は、小規模事業者の販路開拓・拡大やコロナ禍の持続的な経営改善支援策として極めて有用であることから、補助金の上限額の引き上げや、事前着手の許容等、施策の継続・拡充をお願いしたい。加えて、今日の事業組織形態の多様化を鑑み、一般社団法人等まで補助対象者を拡充していただきたい。

さらに、インターネット通販サイトを通じた国際的な電子商取引（越境E C）の活用推進に向けた助成制度の創設とともに、事業者の輸出促進に向けた海外企業とのオンライン商談やW e bサイトの多言語対応等の環境整備、設備導入のための支援強化をお願いしたい。

(2) 業態転換を後押しする支援策の継続・拡充

経営環境の変化に対応していくために、中小企業・小規模事業者は、積極的にビジネスモデルの変革に取り組む必要がある。

については、業態転換やビジネスモデルの変革といった事業再構築に挑戦する事業者を対象とした事業再構築補助金の活用促進に向けた周知の強化をお願いしたい。

また、本補助金は補助対象要件や対象経費が複雑である上、補助金額が3,000万円を超える場合は認定支援機関と金融機関の両方の確認が必要となる等、事業者には過剰な負担がかかることから、事務手続きの迅速化および要件の簡素化をお願いしたい。なお、採択事業者の資金繰り安定化のためにも、速やかな補助金の交付をお願いしたい。

加えて、昨今の原材料、資材の高騰や調達の遅延、停滞を背景に、採択事業の遅れが多数発生していることから、補助事業の着実な実施の為、事業期間の延長など柔軟な措置をお願いしたい。

(3) 事業承継・事業引継ぎのさらなる機能強化

経営者の高齢化に伴う「大企業承継時代」が進行する中、価値のある事業を次代に円滑につなぐ準備が整わないまま、コロナ禍を機に倒産・廃業するケースが増加している。現在、熊本県の強力なリーダーシップのもと、熊本県事業承継・引継ぎ支援センターでは年々相談件数が増加しており、雇用や技術、優れたノウハウを継承し、産業と地域の活力を維持するためにも、さらなる円滑な事業承継・事業引継ぎへの対応が必要不可欠である。

ついては、事業承継に対する早期対策の重要性への気付きと計画的な承継準備の促進、並びに具体的課題への支援のため、事業承継に関する補助金の継続や補助金額の拡充ならびに手続きの簡素化、売り手と買い手の段階的な情報開示によるマッチングの促進、グループ補助金活用事業者の事業承継に伴う財産処分発生時の柔軟な対応、そして熊本県事業承継・引継ぎ支援センターへの支援強化をお願いしたい。

また、事業承継税制（特例措置）は、利用した中小企業の円滑な事業承継に大きく寄与しており、今後も事業承継の永続的かつ強力に進めるために、2027年12月の期限到来後の恒久化（一般措置と特例措置の恒久化を含む）をお願いしたい。

さらに、特例事業承継税制の活用促進に向けた特例承継計画提出期限の無期限延長等、事業承継に係るさらなる要件緩和、M&Aを後押しする経営資源集約化税制の周知徹底をお願いしたい。

加えて、中小企業等経営者はじめ支援機関、金融機関に対し、事業承継時に限らず様々な機会を通じて「経営者保証に関するガイドライン」や「経営者保証改革プログラム（個人保証人制度）」の周知徹底をお願いしたい。

地域経済は、中小企業をはじめ、医療法人、公益法人、文化・伝統技能の後継者を含む幅広い主体で構築されていることから、支援効果の向上、強化の観点からも対象者を限定すべきでなく、柔軟な制度運営に対して特段の配慮をお願いしたい。

(4) 新たな経済の担い手育成に向けた支援

コロナ禍により倒産・廃業が増加している中、創業・ベンチャー支援やフリーランスへの支援は、地域の新たな経済の担い手育成として強化・拡充が必要である。そのため、ビジネスプラン策定支援など創業に対する幅広い支援の強化が重要となっており、創業希望者の創業実現に資する創業支援事業者補助金や創業スクール事業、創業補助金、地域創造的企業補助金の再予算化をお願いしたい。

また、創業を阻害する要因を排除するためにも、信用保証付きの創業融資において経営者保証を不要とする体制の整備をお願いしたい。

さらに、国内の創業を増やすには、創業者を支援する施策に加え、創業希望者を増やす取組みが重要である。ついては、創業することを将来の職業選択の一つとして考えられるようにするため、地域企業と連携しながら、小・中・高・大学等での起業家教育や起業マインド醸成に取り組んでいただきたい。

(5) グリーン成長戦略の中小企業への波及推進及び支援強化【新規】

諸外国で地球温暖化、環境問題への対応が成長の機会として捉えられている中、わが国においても、国際競争力を高める政策として国主導のもと、官民が一体となり地球温暖化対策に取り組まなければならない。国においては、2050年カーボンニュートラルを宣言、その実行の道筋としてグリーン成長戦略を策定されたところである。現在、大企業を中心にSDGsの観点も踏まえた取組みが進んでいるが、多くの中小企業においては、本戦略の取組みの重要性、必要性の認識が不十分であり、取組みが進んでいない状況である。しかし、グリーン成長戦略の推進は、エネルギー関連産業のみならず、住宅・建築産業や資源循環関連産業などあらゆる分野の中小企業・小規模事業者まで波及すると考えられる。

ついては、中小企業等が積極的に取組みを推進できるよう、脱炭素化効果の高い設備導入にかかる補助金制度や税制の優遇措置等の負担軽減措置の支援をお願いしたい。また、技術開発に取り組む事業者への資金や技術面での支援をお願いしたい。

4. 中小企業・小規模事業者の基盤強化・事業環境整備

(1) コロナ禍の影響を受けた企業に対する継続的な支援

長期化したコロナ禍により打撃を受けた事業者への円滑かつ安定的な資金供給の維持が引き続き必要である。

小規模事業者の経営改善を資金面から支えるマル経融資（小規模事業者経営改善資金）は、小規模事業者の多様な事業展開を支える上で重要性を増している。

ついては、「新型コロナウイルス対策マル経融資」の継続・拡充を含む、融資金額・融資期間・据置期間の拡充措置の恒久化や従業員要件の緩和など、多様化するニーズに対応した制度拡充をお願いしたい。

また、コロナ関連特別融資について、据置期間が終了して返済が本格化する中、売上が十分に回復していない事業者に対して、さらなる据置期間延長や、返済猶予といった既往債務の条件変更など、事業者の実情に応じて柔軟に対応いただくとともに、資本金劣後ローン等、財務安定化に向けた継続的な支援をお願いしたい。

(2) 中堅・中小企業等の財務基盤強化や雇用維持に資する税制措置

新型コロナウイルス感染症の影響で多くの中小企業が疲弊したなか、中堅・中小企業等の事業継続・雇用維持を支えるため、財政基盤の強化に資する税制措置が必要である。

ついては、資金繰りの改善や自己資本の充実等財務基盤を促すため、中小企業者の法人税の軽減税率（15%）の確実な延長、恒久化、並びに欠損金の繰越控除の拡充や欠損金の繰戻還付期間の拡充をお願いしたい。

また、納税猶予にかかる延滞税の免除に加え、休業や営業自粛等により赤字の状況であっても負担が生じる固定資産税や社会保険料については、減免など負担軽減措置をお願いしたい。特に軽減措置の対象外となる、中小企業に該当しない地域経済の中核を担う中堅企業についても、固定資産税軽減措置の適用範囲の拡大をお願いしたい。

さらに、所得拡大促進税制の延長と総額要件の廃止等要件緩和とともに、テレワーク等促進の観点から、少額減価償却資産特例の拡充をお願いしたい。

その他、法人税率引き下げの代替財源として法人事業税の外形標準課税を中小企業へ拡大することは、雇用や賃金の抑制につながるもので断固反対である。また、事業所税についても、中小企業と地域経済の成長を阻害するもので廃止をお願いしたい。

5. 商工会議所の支援体制の強化等

「小規模支援法」において支援機関として位置づけられている商工会議所等による巡回を中心とした経営指導は、経営実態に通じる経営指導員が、専門家や国・行政等支援策の活用等全体のコーディネートを図りながら、事業者の事業継続や経営力向上を支援している。また、地域活性化につながる面的支援も行い、その果たすべき役割と事業者からの期待は一段と大きくなっている。さらに、近年頻発する大規模な自然災害発生時には、商工会議所等が被災事業者への支援を迅速に展開し、災害時のセーフティネットとしての機能も果たしている。

今般のコロナ禍で中小企業・小規模事業者が甚大な打撃を受ける中においては、商工会議所は、国・地方自治体の支援策の相談・申請の窓口として地域事業者からワンストップであらゆる相談に応じ、地域経済の維持に尽力した。しかしながらコロナ感染症の長期化によるダメージが大きい企業が多く、昨今の物価高騰などもあり企業を取り巻く経営環境は厳しさが続いている。このような中、企業はデジタル活用、人材不足、事業承継等の本質的な課題への迅速な対応が求められており、支援機関である商工会議所のさらなる機能の強化が必要である。

については、経営改善普及事業予算の十分かつ安定的な確保に加え、「経営発達支援計画」、「事業継続力強化支援計画」に基づき実施する事業者の経営計画策定や販路開拓支援事業及び災害対策、BCP策定に対する継続的な支援とこれらの実施にあたり、事業者をサポートする商工会議所の組織・機能強化に対する特段の御配慮をお願いしたい。加えて、商工業者の支援拠点として、災害発生時でも重要な役割を担う会館等の改修・移転等に伴う費用や組織内のDX化について、財政的な支援をお願いしたい。

また熊本県では、TSMCの進出を契機として台湾の人材確保や経済交流に対するニーズが高まっており、熊本県商工会議所連合会では台湾の経済団体とのMOU締結をはじめとした窓口機能を担い、台湾との積極的な交流を行っている。この動きを加速化し、県内経済全体の利益の増進を図るためにも、行政と経済団体が両輪となって推し進める必要があることから、さらなる積極的な後押しをお願いしたい。

II. 社会資本整備・開発構想の推進

陸・海・空の交通インフラは、大規模災害時のリダンダンシー確保のみならず、人流・物流をはじめとする経済活動の根幹をなすものであり、ストック効果の高い社会資本の着実な整備について特段のご支援を賜りたい。

1. 社会資本整備

(1) 高速道路網及び主要道路網の整備について

高規格幹線道路等の高速交通ネットワークの整備は、地域連携の強化や産業の振興とともに大規模災害におけるリダンダンシーの確保の上で重要なインフラであり、ミッシングリンクの解消を着実に進める必要がある。

しかし、熊本県内の広域的な活性化と経済の浮揚発展に寄与する国道・県道の整備水準はまだ十分とは言えず、より一層の道路整備が不可欠な状況である。

については、産業基盤の中核である高規格幹線道路網の整備をはじめとする域内主要道路網を完成させるため、必要な予算確保並びに下記事項について特段のご支援を賜りたい。

記

《高規格幹線道路》

1. 南九州西回り自動車道「水俣～県境」間の早期整備促進
2. 九州横断自動車道延岡線（通称：九州中央自動車道）「清和～蘇陽」間の早期事業化

《地域高規格道路》

1. 中九州横断道路の滝室坂道路等並びに「大津熊本道路」の早期整備促進
2. 熊本環状道路の早期整備促進
3. 熊本天草幹線道路の早期整備促進
4. 有明海沿岸道路の早期整備促進
5. 「熊本都市圏北連絡道路」「熊本都市圏南連絡道路」「熊本空港連絡道路」の早期実現

《国道》

1. 直轄関係
 - ①国道3号植木バイパスの早期整備促進
 - ②国道3号「宇城～八代」間の4車線化

(2) 熊本県内の港湾整備促進について

熊本県内の港湾は、東アジア地域との活発な貿易や受入が再開したクルーズ船をはじめとする観光面においてその重要性が年々高まっており、TSMCの県内進出や関連する企業立地が進み、また、官民の協議の結果、「八代港の中長期ビジョン」が公表されるなど一層顕著に表れはじめることが予想される。

一方で、企業は使用する船舶の大型化による海上輸送コストの削減が大きな課題となっているが、船舶の大型化に対する港湾整備は遅れており、大型岸壁をはじめとする港湾施設の更なる整備が必要である。また今後起こりえる大規模災害に対応するため、耐震強化岸壁の整備も必要である。

については、下記事項について特段のご支援を賜りたい。

記

1. 熊本港の整備促進

- ・ 防災及び物流拠点としての機能強化を図る耐震強化岸壁の整備促進
- ・ 水深10m岸壁等の整備促進
- ・ 半導体関連企業の県内進出を契機とした物流拠点機能の強化
- ・ RORO船を利用した大型機械輸送の利用促進
- ・ 熊本港利用促進に向けたポートセールス活動の継続した推進
- ・ 大型クルーズ客船の寄港誘致の促進と環境整備

2. 八代港の整備促進

- ・ 水深14m航路の早期完成に向けた支援の継続
- ・ 円滑な荷役環境の向上の早期整備
- ・ 港湾整備事業（老朽港湾施設補修）の早期整備

3. 本渡港の整備促進

- ・ 天草地域の海の玄関口である本渡港の海上アクセスや陸上アクセスの連携を視野に入れた観光ネットワーク形成による地域間交流の活性化の推進

(3) 阿蘇くまもと空港の拠点性向上に向けたアクセス整備

阿蘇くまもと空港は、2023年3月の国内線・国際線が一体となった新旅客ターミナルビルの供用が開始され、交通の結節点としてはもちろん、地域活性化の核施設として有機的な活用が期待される。中でも国際線は、東アジアの都市を中心に、路線開拓を進める方針が打ち出されている。

世界と地域にひらかれた「九州セントラルゲートウェイ」としての拠点性向上を図るためにも、現在決定している空港アクセス鉄道「肥後大津ルート」の早期整備促進をお願いしたい。

(4) 熊本都市圏の渋滞緩和策について

熊本市中心部では、JR熊本駅周辺や桜町バスターミナルが整備され、交通機能の強化・拡充の好機を迎えている。

一方、熊本都市圏の道路インフラは非常に脆弱であることから、中心部では慢性的な渋滞が発生し、高速道路インターチェンジや阿蘇くまもと空港等の郊外部から熊本市内に向かうアクセスは、激しい渋滞により目的地までの時間が読めない等の事態が頻発している。

2021年6月、熊本県と熊本市が、今後20年から30年間の広域的な道路交通の方向性を示す「熊本県新広域道路交通計画」を策定し、「10分・20分構想」の主軸となる「熊本都市圏北連絡道路」「熊本都市圏南連絡道路」「熊本空港連絡道路」の3つの路線が高規格道路に位置づけられた。熊本都市圏における円滑なネットワークや災害に強い道路ネットワークの形成のためにも道路交通の強靱化は、強固な都市基盤の構築に不可欠であり、下記事項の検討が官民連携で講じられるよう特段のご支援を賜りたい。

記

1. 熊本市中心部と高速道路や阿蘇くまもと空港を結ぶ都市高速道路等による道路ネットワーク構築
2. 市内の通過交通の排除及び渋滞緩和のための道路高架化
3. 多様な交通モードが連携可能な道路空間の創出
4. 公共交通の利活用や二次交通の整備推進

(5) 県道347号寺田岱明線の渋滞緩和について

国道208号線玉名バイパスは、2011年(平成23年)2月に全線開通し、同年3月に開業した九州新幹線新玉名駅への主要アクセス道路としての機能を果たしている。これにより当市中心部を東西に貫く主要幹線道路、県道347号線(旧国道208号線)の慢性的な渋滞の緩和も期待されたが、特に朝夕の通勤・帰宅時間帯においては、その効果がほとんど表れていない。

とりわけ高瀬大橋は、市内中心部から植木・熊本方面に向かう車線が停止車両で埋まり、緊急車両の通行に支障を来たす場面も見られるため、早急な対策が必要である。

また、今年度末には当市初となる産業団地が完成する予定であり、これに伴い有明海沿岸部を経由し、当該県道に流入する交通量が増大、更なる渋滞を引き起こす事が予想される。

については、この渋滞問題を解決するため、下記の措置を講じられるよう特段のご支援を賜りたい。

記

区間：繁根木交差点付近～桃田交差点(植木・熊本方面)

措置：高瀬大橋上の右折車線の延伸

信号の時差の最適化および区間内の信号の連動

2. 開発構想の推進

(1) 島原・天草・長島架橋構想及び九州西岸軸構想の実現について

島原・天草・長島架橋構想は、有明海・八代海沿岸地域を環状に結ぶ広域交通網を整備することにより、九州新幹線、空港、港湾等と一体となって、東アジアをはじめとする国際的な交流基盤を形成するほか、大規模災害時における緊急避難路や復旧・復興支援物資等を輸送する「命の道」としての機能も有している。

一方、九州西岸軸構想は、長崎県、熊本県、鹿児島県にまたがる九州西岸地域を、島原・天草・長島架橋を中核とした地域高規格道路で結ぶことにより、県境を越えた相互交流・連携を可能にし、産業・経済・文化・観光等のつながりを持つ新しい経済文化圏を形成しながら、地域の一体的な活性化を図る構想となっている。

九州西岸軸は、九州西端において、太平洋新国土軸を受け止め、さらに、日本海国土軸や西日本国土軸を結びつけ、国土軸の機能をより高める地域連携軸として、国土全体の強靱化を図る上からも、極めて重要な役割を果たすものである。

これまで、関係3県等においては、構想推進講演会や構想推進地方大会の開催、関係地域間の積極的な交流を推進し、機運の醸成を図っている。また国、関係3県等により、様々な調査が実施され、地震観測調査や船舶航行実態調査等のほか、具体的な事業化を見据えた調査が進められてきた。

特に人口減少が加速する中で、交流人口拡大による地方創生に向けた取り組みが進められており、両構想の実現は、その効果を大きく発揮する基盤となり得るものである。

については、両構想の実現のため、下記事項について特段のご支援を賜りたい。

記

1. 天草・長島架橋及び島原・天草架橋建設に資する調査の再開
2. 島原道路の整備促進及び島原天草長島連絡道路の具体化に向けた検討の実施
3. 必要な道路整備のための予算確保

(2) 八代・天草シーラインの実現に向けた推進について

熊本県の基幹産業の一つである観光業の復興、物流機能の充実、また、災害時における緊急輸送路や代替路の確保、救急医療活動の向上等、災害に強い地域づくりや地域の安全・安心を確保するため、交通基盤整備が必要不可欠である。

八代・天草シーラインは、令和5年3月に公表された「八代港の中長期ビジョン」において、観光・産業・防災面での効果が期待されることから官民一体となった取り組みが必要と明記されている。現在、構想路線として位置づけられているものの、県南地域全体の交通網、産業・観光振興、災害発生時緊急道路に資するものであることから、具体的な計画路線への格上げが求められる。

現在、八代市、上天草市それぞれの民間団体期成会において、組織力を強化しながら、八代・天草シーラインの必要性を広く訴えるためのシンポジウム開催や

署名活動の実施等、地域住民の機運の醸成を図っており、実現のためにもその連携をより強化していかなければならない。

については、下記事項について特段のご支援を賜りたい。

記

1. 構想から次の段階へ進むために、“八代・天草シーライン建設促進民間協力期成会”、“八代・天草シーライン建設促進協議会”との連携体制強化
2. 八代・天草シーラインの構想路線から計画路線への格上げ推進
3. 八代・天草地域の方々へのシーライン構想の浸透と盛り上がりを図るため、“八代・天草シーライン建設促進民間協力期成会”、“八代・天草シーライン建設促進協議会”さらには地域の皆様とも連携した、意見交換会、啓発看板の設置、全国的な署名活動の実施
4. アクセスや物流効率の向上を目的とした八代・天草シーラインにつながる八代ICから八代港への臨港線（熊本県道336号八代港線）は現在、通行量が増加し、耐久性等が不十分であり、高規格道路としての整備

（3） やつしろ物流拠点構想の推進について

「やつしろ物流拠点構想」公表より5年間、官民一体となり構想を検証し、物流と人流の可能性を引き出す為の事業課題抽出、八代の地理的ポテンシャルを最大限生かす八代港を核とした「やつしろ物流拠点構想」として議論を深めてきた。

その間に新大型ガントリークレーン設置、新コンテナターミナルの移設拡充、クルーズ専用岸壁新設、くまモンポート八代の開園、また令和4年7月には、小口混載の対応が可能なCFS倉庫が供用を開始されるなど、“活気あふれる九州のゲートウェイ”になりつつある。

本構想は「八代港の中長期ビジョン」においてもその計画が反映されているが、実現には長い時間を要することから、毎年確実に推進するために、下記事項について特段のご支援を賜りたい。

記

1. 八代港までを結ぶ物流ネットワークとして、新八代駅周辺地区（約60ha）を活用し、「物流・交流・文化」をキーワードとしたまちづくり計画である「新八代駅周辺ランドデザイン」に対する支援
2. TSMCの稼働に備え、新たなガントリークレーン等を設置した八代港の利用促進
3. 九州各地からの農産物の収集促進・生鮮食品加工業の誘致と地域ブランド「YATSUSHIRO」の確立
4. CFS倉庫（コンテナフレートステーション倉庫）の利用促進による定温・低温倉庫の拡充と輸出拡大
5. 外港地区・加々島地区などのコンテナヤード及び倉庫等施設面積拡張
6. DXを利用した荷役作業や輸送手段の効率化と機能強化

Ⅲ. 地域・観光振興の促進

観光産業は、旅行業や宿泊業、運輸業のみならず、飲食業、サービス業、小売業、第一次産業等、関連する分野が多岐にわたっており、広範な経済波及効果や雇用誘発効果が期待される産業である。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月に感染症法上の位置づけが5類に引き下げられ、法律に基づいた外出自粛の要請などはなくなり、今後、人流・物流ともに増加し、観光産業を中心として経済活性化が期待される。外国人観光客についても、令和5年4月の訪日外客数（推計値）が200万人に迫る1,949,100人と、コロナ禍で急減した令和2年2月以降で最高を更新した。

こうした中さらなる国内観光の促進、クルーズ船の寄港再開などインバウンドの受け入れに向け、国は経済の正常化に向けた観光需要の回復に動き出しており、県内観光地においてもハード・ソフト両面のさらなる充実が求められる。

については、地域・観光振興の観点から、下記事項に関する特段のご支援を賜りたい。

1. 観光産業の需要回復と事業継続に向けた支援

(1) 実効性の高い観光需要策の促進

観光需要喚起策「Go Toトラベル」事業に代わる「全国旅行支援」について、この3年間、行動が抑制された国内の潜在的需要は、十分に存在していることから、全国を対象とした需要喚起策を当面の間継続し、真の需要回復と観光業者の救済に繋がる仕組みづくりをお願いしたい。

観光需要回復に向けては、地域限定クーポン券、高速道路料金の減免等、消費者の旅行マインドを持続させる取組みや、広く地方に行き渡る仕組みづくり等についても検討いただき、早期に効果が見込まれる国内観光消費への手厚い支援を切にお願いしたい。

(2) 観光産業の事業継続支援

宿泊・交流をはじめとした観光産業事業者は、人の移動・交流の制限などにより3年以上にわたり安定した収入がなく、売上が著しく減少するなど、極めて厳しい状態が続いていたが、感染状況の落ち着きや旅行支援策、水際対策の緩和などから持ち直しつつある。しかしながら、観光業界では従来からの人材不足に拍車がかかり、需要が増えても受け入れるだけの体制整備ができていない現状がある。加えて、コロナ関連の融資返済が始まり、経営状況は一向に上向いていない。

については、当面の資金繰りや設備投資等に対する財政面での強力な支援をお願いしたい。

また、各種税や社会保険料の会社負担分等は、昨年引き続き1年の納付猶予が受けられることになっているが、本措置には延滞金が発生する仕組みとなっている。延滞金が企業経営の圧迫につながらないように、延滞金の撤廃をお願いしたい。地方税や地方公共団体の各種利用料金の減免等については、自治体の裁量で

不公平が生じないように全国一律に減免し、減免分を地方創生臨時交付金等で補うことで間接的に事業者を救済いただくようお願いしたい。

今後は納付の猶予を申請した複数年分の支払期限が到来するが、安定した収入が見通せない中で、一括納付は困難であることから、政府系金融機関による融資制度を創設いただき、実質的に分割納付ができる仕組みづくりをお願いしたい。

(3) 感染症類型の2類相当から5類への引き下げ後の対応【新規】

新型コロナウイルス感染症の感染症類型について、令和5年5月8日から2類相当から5類へ引き下げられ、感染者に対する入院勧告や就業制限、外出自粛要請などがなくなった。地方経済を一刻も早く回復させるためには、コロナ禍前の日常に戻すことがなによりも肝要であり、今回の措置により日常生活の正常化及び経済活動の回復が十分に期待される。

ただ、5類への引き下げを懸念する声も聞かれており、引き続き、重症患者の治療にあたる緊急医療体制をしっかりと整備し、医療現場のひっ迫を回避する対策を講じていくことは重要であり、加えて、医療費や検査費用についても、公費負担に戻し、段階的に通常の保険診療に移行するよう見直しをお願いしたい。

2. 地域への波及効果の高い観光の振興

(1) 本格的なインバウンド再開を見据えた受け入れ促進

阿蘇くまもと空港について、2019年8月時点で4路線あった国際線は、コロナ禍において運休や廃止となり、令和5年6月時点でソウル線の運航が再開し、9月からは、スターラックス航空(1日～)・チャイナエアライン航空(18日～)それぞれによる熊本・台北間の定期便就航が予定されている。今後のインバウンドの受け入れを加速化させるためにも、アジアをはじめとする海外定期便の誘致を実現していただきたい。

また観光消費の拡大には、一部の都市に集中する旅行者を各地に分散・拡大していくことが必要であることから、熊本の拠点性を更に高め、阿蘇くまもと空港の九州におけるハブ機能の強化を図り、さらには各地固有の歴史・文化遺産など地域資源の磨き上げ、商品・サービスの多言語対応や新たな特産品・観光商品の開発への支援をお願いしたい。

その他、ゴルフ場利用税や入湯税について消費税同様の外国人観光客対象の免税制度創設について検討をお願いしたい。

(2) 地域の歴史・文化遺産の利活用促進【新規】

インバウンドの受け入れ強化など、さらなる観光振興に向けて、各地域がもつ歴史や文化財などを最大限利活用し発信していく必要がある。しかしながら、文化財や特別史跡については、その保護の観点から厳しい規制が敷かれ、柔軟な利活用が困難な状況である。国際的なMICE推進に向けてもユニークベニユーのような取組みは有効であると考えられ、文化財保護法や都市計画法に基づく規制の緩和をお願いしたい。

(3) 観光を支える交通基盤への支援

新型コロナウイルスの感染拡大により、地方空港は国内外の発着便の激減で、経営に壊滅的な影響が出ている。首都圏や関西圏から地理的にも離れている本県も、観光振興を図るうえで、航空路線の維持・充実が必須である。一日も早くこれまでの便数と同程度の供給量を確保するためには、国や自治体の支援が不可欠であり、航空会社（コンピューター航空会社を含む）への直接支援も含めた様々な施策を実施していただきたい。

また、九州全体の観光活性化を推進するためにも、九州内の複数の空港とその間を結ぶ鉄道等が広域で連携して観光客を誘致・回遊させる方策について支援をお願いしたい。

さらに、地域において観光振興を図るには、観光資源へのアクセスの改善や周辺地域との連携が不可欠であり、二次交通の充実に向けた支援をお願いしたい。

その他、多様な観光ニーズ及び新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応の観点からも、旅行者・地域双方の移動ニーズに対応するMaaSのさらなる普及促進、地域公共交通の連携推進への支援拡充をお願いしたい。

(4) ビジネスイベントや国際会議を始めとするMICEの誘致推進【新規】

令和4年に熊本市で開催されたアジア・太平洋水サミット、全国都市緑化フェアでは、コロナ禍であっても国内外から相応の来街者があり、交流人口の増加に貢献するものとなった。回復基調にある観光需要の更なる拡大、「くまもと観光立県推進計画」の実現に向けて、ビジネスイベントや国際会議といったMICEの積極的な誘致活動を実施していただきたい。

<県内各地の地域・観光振興策について>

3. JR肥薩線の早期全線復旧とSL人吉の保存・展示

令和2年7月豪雨災害により壊滅状態となった肥薩線については、莫大な復旧費に加え赤字路線の継続が大きな課題となっている。国、県、JR九州による検討会議や沿線自治体による再生協議会において、肥薩線の復旧と継続についての協議・検討が進められているが、現在のところ復旧の決定には至っていない。

また、SL人吉が建造から100年を迎え、老朽化したことから本年度をもって運行を終了することとなった。これまで人吉の観光に多大の貢献をしたSL人吉を引退後は、人吉駅構内で保存・展示することで新たな観光スポットを造成したい。

については、沿線自治体にとって重要な生活路線であり、人吉観光の貴重な観光資源である肥薩線の早期全線復旧とSL人吉の保存・展示に特段のご支援をお願いしたい。

4. 阿蘇の世界文化遺産登録に向けた支援

阿蘇地域においては、令和3年3月に新阿蘇大橋が開通し、これにより“熊本
の宝”である阿蘇方面の交通アクセスが復旧した。また、北側復旧ルートが熊本
県新広域道路交通計画において中九州横断道路の一部に位置づけられ、将来的に
同ルートが横断道路につながることへの期待感も大きい。

「阿蘇」は世界遺産登録の暫定一覧表候補のカテゴリーIaに位置付けられてお
り、現在、構成資産の文化財国指定等に向けた取組みが着実に成果を上げている。
については、令和3年3月、国の文化審議会が文科相へ充実を答申した世界遺産暫
定一覧表への追加記載へ強力な支援をお願いしたい。

5. 天草市が進める回遊性観光の確立について

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」は、世界文化遺産としての登録
を契機に崎津今富地区の文化的景観整備が進み、また、五和町には天草イルカセ
ンターも開業する等、天草市が進める回遊性のある観光が整いつつある。

しかしながら、天草市牛深は、各旅行業者が企画する天草観光ツアーのルート
から外れており、全天草における回遊性のある観光を確立するための打開策は、
牛深漁港跡地の観光拠点としての再開発にかかっている。

また、“牛深～蔵之元”間のフェリー航路は、国道フェリーとして他県との観
光や経済交流のルートであり、さらには、災害時の物資輸送も含めた唯一の公共
交通機関として重要な航路であるにもかかわらず、1日9往復便と少なく、しか
も毎年1回の定期船舶検査時には代替え船も無いことから、約1週間の欠航を余
儀なくされている。

については、牛深を“天草南の玄関口”と位置づけ、交通アクセスの利便性向上
と観光拠点づくりのためにも、下記事項について支援をしていただきたい。

記

1. 新幹線～シャトルバス～フェリー～天草までの交通手段の一層の充実と鹿
児島県出水駅及び国道3号及び南九州西回り自動車道から天草方面への観
光案内板の設置や世界遺産登録の告知の充実
2. 牛深～蔵之元間フェリーの整備助成の継続、災害時における生活物資輸送
等も含む対応のため新船及び予備船の確保、利用客の安全や利便性向上設
備の設置、駐車場の整備充実等の検討
3. 牛深港台場地区（漁協跡地）の観光拠点となりうる有効的な再開発、
宿泊施設や海洋レジャー施設・販売拠点整備等を含めた跡地再開発整備に
対する支援
4. 牛深ハイヤ大橋の恒久対策の早期実現
ハイヤ大橋の恒久対策のための予算措置と進展状況の定期的な説明、
また、修復工事の際の物流や交通安全に十分に配慮したう回路等の整備

6. ユネスコ無形文化遺産に登録決定された「野原八幡宮風流」の観光資源としての活性化支援

荒尾市の菰屋（こもや）、野原、川登（かわのぼり）の3地区にそれぞれ伝わる稚児による太鼓踊で、野原八幡宮の祭礼で毎年奉納される「野原八幡宮風流」は、各地区2人の稚児が小太鼓と大太鼓を打ちながら踊るもので、稚児の古風な所作や色鮮やかな衣装等に風流の芸能の特色が現れている。

約770年の歴史があるとされ、特に公家と武士の文化の融合が見られる点は、他地域の風流と一線を画していることもあり、令和3年3月11日に国指定重要無形文化財、令和4年11月30日に県内で2件目となるユネスコ無形文化遺産に登録決定された。

これら無形文化遺産の保護・維持及び地域観光振興資源としての有効活用を図るうえでも、特段の支援をお願いしたい。

7. くまモンポート八代の利活用について

くまモンポート八代は、国内外から多くの観光客を誘致し、県南地域のにぎわいを創生することが期待されており、「八代港の中長期ビジョン」においてもくまモンポート八代を拠点とした観光の活性化を目指すことがうたわれている。新型コロナウイルス感染症が2類から5類へ変更されたことにより再開した外国クルーズ船について、さらなる入港数の増加を促進するための営業活動や施設整備など、県南地域の観光振興につながる施策の実施をお願いしたい。

また、公園内には芝生広場やくまモン像が設置されており、地域住民や家族連れなどが気軽に楽しめる空間となっている。しかし、現在は公園内の施設や設備が不十分であり、さらなる利用者の増加や満足度向上には限界があることから、日常的なにぎわい創出に貢献する公園内の遊具やイベントスペースなどの整備、また、駐車場・公園の使用料のイベント開催時の無償化・軽減処置の継続をお願いしたい。

更に9月からは、熊本・台北間の定期便就航が予定されるなか、阿蘇くまもと空港から八代への足となっている「ばんぺいゆ号」を利用し、くまモンポート八代までの路線の延長をお願いしたい。

8. くまもと県南フードバレーについて【新規】

県南フードバレー構想は、平成25年3月に策定されてから10年が経過し、農林水産業をはじめ多数の事業所が登録されている。しかし、地域を挙げての6次産業化や農商工連携による高付加価値化、アジアとの貿易拡大、首都圏等への販路拡大などが進んでいない。「フードバレー構想」も一定の効果があるものの、地域住民に浸透しておらず、爆発的なヒット商品などなく、大都市圏からの攻勢や大手企業の資金力や提案力に押されている。これでは、地域経済の発展に必要な一体感が生まれにくい。

このような状況を打破するために、下記の点についてご支援を賜りたい。

記

1. 広域的な経済連携の観点から、情報交換や協力体制の構築のための県南に所在する商工経済団体等が参加する会議の設置
2. 全国・アジア・世界への販路拡大に向けた、地域ブランドから県南ブランドへの転換のための統一的な戦略やプロモーションの展開

9. エコパーク水俣の施設の充実について

「エコパーク水俣」は八代海に面した広さ41haの花と緑に囲まれた美しい公園である。2019年度は、3月に南九州西回り自動車道水俣ICが開通したこともあり、26万5千人が来場した。

水俣商工会議所では「恋龍祭」や「みなまた物産展」を、エコパーク水俣を会場に実施し、多くの市民に楽しんでもらっている。

2022年度は「恋龍祭」・「みなまた物産展」・「みなまた花火大会」の各イベントを集約して実施し、2日間で水俣市の人口を上回る約3万4千人の来場者で賑わった。

また、エコパーク水俣の来場者は41万1千人と、前年度より約19万人も増加した。今後もイベント等やスポーツ大会の会場として憩いや安らぎ、スポーツを通じた教育施設として、これまで以上の来場者の増加が見込まれる。

しかし、課題として、各種イベントやスポーツ大会誘致に対応した全天候型多目的施設の整備や、恋龍祭やみなまた花火大会への来場者数の増加に伴うトイレや休憩施設の不足、エコパークへのアクセス道路の整備といった利便性向上のためのインフラ整備が急務となっている。

また、利用者の年代層も幅広く、交通手段も多様化することから、今後は肥薩おれんじ鉄道を利用した来場者の増加も見込まれる。

については、水俣への集客施設として経済効果の一翼を担っているエコパーク水俣が魅力ある公園として充実するために、下記事項について支援をしていただきたい。

記

1. エコパーク水俣の施設の充実
 - ・各種イベントやスポーツ大会誘致に対応できる「全天候型多目的施設」の整備
 - ・増加する来場者へ対応した「椅子・日よけ・トイレ」などの施設の充実
2. エコパーク水俣へのアクセスの充実
 - ・エコパーク水俣へのアクセス道路の整備（水俣市道「汐見町1号線」等の拡幅工事）
 - ・国道3号への「水俣広域公園（エコパーク水俣）」案内看板の設置
 - ・来場者の増加に対応するための肥薩おれんじ鉄道「エコパーク水俣駅（仮称）」の誘致

令和5年9月5日

熊本県商工会議所連合会

会 長	熊本商工会議所	会頭	久 我 彰 登
副会長	八代商工会議所	会頭	竹 永 淳 一
〃	荒尾商工会議所	会頭	高 木 洋 一
〃	本渡商工会議所	会頭	池 田 正三郎
理 事	玉名商工会議所	会頭	山 田 邦 男
〃	人吉商工会議所	会頭	岩 下 博 明
〃	水俣商工会議所	会頭	深 水 康 之
監 事	山鹿商工会議所	会頭	宮 田 正 高
〃	牛深商工会議所	会頭	益 田 政 昭